

電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2 について

当院では、厚生労働省が定める

「電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2」の施設基準に基づき、
以下の体制を整備しております。

■ オンライン資格確認について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しております。

■ 診療情報の活用について

患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用し、質の高い歯科医療の提供に努めております。

■ 医療 DX 推進体制について

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の医療 DX に係る体制整備を順次進めています。

■ マイナ保険証の利用について

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

患者さんに安全で質の高い医療を提供するため、医療 DX の推進に取り組んでまいります。

令和 8 年 6 月

福岡歯科大学医科歯科総合病院